

肱川漁業協同組合内共第17号

第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、肱川漁業協同組合（以下「組合」という。）が有する内共第17号5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動食物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内において手釣、竿釣、友釣、たも網、すくい網、じんどう、なげ網及びかにかごの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第8条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には、当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法は、それぞれの規模の範囲内でなければならない。

1 じんどうは、1人30本までとし、2個以上のじんどうを連結してうなぎを採捕してはならない。

2 瀬張り設置場所から上流100メートルの間においては、瀬張り漁を行っている組合員がなげ網漁をしている場合は、網漁具又は灯火を使用して遊漁をしてはならない。

3 なげ網使用は、1人1つとし、長さは20メートル以下でなければならない。

4 かにかごは、1人5統までとする。

5 友釣りは生きたあゆを使用しなけれなばならない。

(禁止漁具及び漁法)

第4条 次に掲げる漁具及び漁法による遊漁をしてはならない。

- 1 瀬張り、たてきり、張り網及び狩刺し網
- 2 てっぽうやす及び潜水してのやす使用
- 3 水中に電流を通じてする遊漁
- 4 潜水器を使用した遊漁
- 5 舟を使用した投網及びなげ網による遊漁
- 6 空掛つり
- 7 瀬干漁法（瀬替漁法）

(灯火の制限)

第5条 6月1日から7月31日までの間は、灯火を使用して遊漁してはならない。

- 2 8月1日から12月31日までの間は、あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池は3本、球は3.8アンペア以下の灯火とする。
- 3 水中での灯火の使用を禁止する。

(従事者の制限)

第6条 投網による遊漁の従事者は、認めない。

(遊漁期間)

第7条

漁種	期間
あゆ	6月1日午前5時から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
もくずがに	鳥首から上流・全域の支流 8月1日から4月30日まで 鳥首から下流・本流 9月1日から4月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合の委託する各釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第8条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

- (1) 肱川町鹿野川ダム下端から下流 150 メートルまで。
- (2) 喜多郡内子町五十崎龍宮堰上流 200 メートル地点から上流 280 メートルの間。
- (3) 喜多郡内子町うずしり堰上流 270 メートルの間及び同堰上流端から下流 90 メートルの間。
- (4) 伊予市中山町大字中山幕の内堰上流端から上流 400 メートルの間。
- (5) 喜多郡内子町小田大字町村地区明治橋上流端から下流 122 メートルの堰堤までの間。
- (6) 峠橋下流 500 メートル地点より下流 300 メートルの間（通称たてのしろ）。但し、10月1日から11月30日まで、あゆの採捕を禁止する。
- (7) 矢落川（大洲市新谷）新大橋下流 10 メートル地点より上流 400 メートルの間。
- (8) 喜多郡内子町五十崎龍宮堰から上流 50 メートル、下流 50 メートルの間。但し、6月1日から6月30日まで。
- (9) 10月1日から11月30日までの間、大洲市八多喜町ぎおん橋上流から下流 400 メートルの間でのあゆの採捕。
- (10) 10月1日から11月30日までの間、大洲市春賀峠橋上流端から下流 300 メートルの間でのあゆの採捕。

2 次に掲げる区域は、釣り専用区とする。

- (1) 河辺川（大洲市河辺町）「ふるさとの宿」付近 500 メートル。

（全長制限）

第9条 次の表の左欄掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15cm以下は採捕してはならない
うなぎ	25cm以下は採捕してはならない

（遊漁料の額及び納付方法）

第10条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については、無料とする。

漁 具 ・ 漁 法		期 間	遊 漁 料
(1)	手釣、竿釣、たも網、 及びすくい網	1 日	1, 0 0 0 円
		1 年	2, 5 0 0 円
(2)	友釣、じんどう、なげ網 及び(1)の漁法	1 日	1, 5 0 0 円
		1 年	4, 0 0 0 円
(3)	かにかご、かご類	1 年	5, 0 0 0 円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

遊 漁 の 内 容	期 間	特 別 遊 漁 料
投 網 (前項の表(2)の項の漁具漁法を含む。)	1 日	3, 0 0 0 円
	1 年	8, 0 0 0 円

3 第1項に規定する遊漁料及び前項に規定する特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、第2条第1項及び第2項の規定により遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区間内における川底をかくはんしてはならない。

肱川本流大洲市大洲五郎橋から赤橋に至る区域

(漁場監視員)

第13条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の厳守に関して必要な指示を行うことができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。